東京建築祭参加規約

東京建築祭参加規約（以下「本規約」という。）は、東京建築祭実行委員会（以下、「当団体」という。）が主催する東京建築祭（以下「本イベント」という。）に参加する参加者（以下「参加者」という。）に適用されます。参加者は、本規約に同意した上で、イベントに参加するものとします。

第1条　変更・中断・中止

（1）当団体は、次のいずれかに該当する場合で、かつ、本イベントの開催および継続が不可能もしくは困難であると判断した場合、事前の予告なく、本イベントを中止・中断や会期の短縮や変更をする場合があります。

- ・建築また参加者また当団体およびスタッフの安全性の確保が困難であると判断した場合
- ・政府、行政および公的機関によるイベントの自粛要請等があり、開催が適切ではないと判断した場合
- ・不可抗力的事由により開催が出来なくなった場合もしくは開催が適切ではないと判断した場合。不可抗力的事由とは、台風・豪雨・暴風・水害・地震などを含む天災地変、疫病、公衆衛生リスク、交通機関の遅延・運休、戦争、内乱、テロ、ストライキ等、当団体の責によらない事由を指します。

（2）当団体は、（1）の場合その他当団体の責めに帰することのできない事由により本イベントを中止、変更又は中断したことによって参加者に生じた損害について、責任を負いません。

第2条　禁止行為等

（1）参加者による以下の行為を禁止します。故意または過失により以下の禁止行為、ならびにそのおそれのある行為を行った参加者に対しては、本イベントスタッフから注意を行い、本イベントに参加している建物・施設からの退去または本イベントへの参加禁止をお願いする場合があります。

- ・建築・施設の設備・家具・調度品・装飾物等の破損行為
- ・家具・調度品・装飾物等への接触や移動
- ・スタッフへの迷惑行為・恫喝行為・暴力行為
- ・立入禁止区域への立入
- ・撮影禁止場所での撮影
- ・モデルの撮影など建物見学以外を目的とする撮影
- ・商業目的の撮影
- ・他の参加者の迷惑となる撮影および公衆送信
- ・当団体に無断での営利目的・報道目的での取材撮影、録画・録音行為
- ・ドローンやラジコン機等の使用
- ・公開日時外に建築を直接訪問すること、また見学を希望すること
- ・受付が終了したパスポート公開建築について入場や見学を要求すること
- ・建物所有者・管理者への直接の問い合わせ
- ・イベントの運営を妨害する行為

・当団体および他の参加者への迷惑行為
・特定の宗教への勧誘行為
・政治活動・選挙活動
・他人への差別的言動
・他人を誹謗中傷し、または他人のプライバシーを侵害する言動
・法令または公序良俗に反する言動
・講演中等、私語が禁止されるイベント実施時における大声での私語
・飲食が禁止される場所やイベント実施時における飲食
・喫煙場所以外での喫煙
・各建築等で表示する注意事項またはスタッフからのお願い事項を無視すること
・参加者が以下の事由に該当するとき
①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、の反社会的勢力（以下「反社会的勢　力」という。）
②自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害等を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する場合
③反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合
・この約款に違反したとき
・その他、当団体がイベント参加に不適切と判断する行為

（2）本条に基づき合理的かつ相当な措置を行ったことにより参加者に生じた通常の不利益について、当団体は責任を負いません。

第3条　著作権等

当団体またはスタッフが本イベントを撮影、録画する場合があります。本イベントの写真、映像、記事その他イベントに関連して発生した著作物（以下「イベント著作物」という。）の著作権は当団体または当団体が委託した業者等に帰属します。当団体は、イベント著作物を本イベントウェブサイト等のインターネット、新聞、雑誌等の媒体で公開することがあります。

参加者は、映像、写真、音声および／または肖像が前項に定めるとおり記録・公開・利用されることに予め同意した上で本イベントに参加するものとし、当団体の自由な判断による記録、公開および利用に関し、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権を行使せず、また一切の対価を請求しないものとします。

第4条　免責

本イベントにおける参加者の負傷、疾病、紛失、盗難その他一切の事故について、当団体に帰責性がある場合を除き、当団体は一切の責任を負いません。

参加者が、本規約違反により当団体や本イベントまたは建築および建築所有者・管理者、その他の第三者に対して損害を与えた場合、参加者はその損害を賠償するものとします。

本イベントに起因または関連して、参加者と参加者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、参加者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当団体または本イベントに生じた一切の損害を補償するものとします。

第5条　損害賠償について

本イベント実施中、当団体またはスタッフの軽過失により参加者の財物に損害が生じた場合、当団体の責任は、加入する保険の補償限度額を上限とします。ただし、当団体に故意または重大な過失がある場合、または生命・身体に損害が生じた場合は、この限りではありません。

第6条　個人情報

当団体が取得した参加者の個人情報については、当団体のプライバシーポリシー（https://tokyo.kenchikusai.jp/privacy/）に基づき管理します。

参加者は、当団体のプライバシーポリシーに同意したものとみなされます。

第7条　合意管轄

本規約またはイベントに関する紛争については、京都地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第8条　規約の変更

当団体は、法令の改正、本イベントの運営上の必要その他合理的な事由がある場合、本規約を変更することがあります。

以上

2024年4月11日 制定
2026年11月10日 改訂